

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (夜間対応型訪問介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 施設等区分

区 分	基 準
夜間対応型訪問介護事業所 (Ⅰ)	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定すべき夜間対応型訪問介護の施設基準 オペレーションセンターを設置していること。
夜間対応型訪問介護事業所 (Ⅱ)	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定すべき夜間対応型訪問介護の施設基準 オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置 している事業所であっても(Ⅰ)に代えて(Ⅱ)を算定することができる。

### 2 加算・減算

項 目	必 要 書 類
高齢者虐待防止措置実施の 有無	<p><b>*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</b></p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)</p>
24時間通報対応加算	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④24時間通報対応加算に係る届出書(別紙43)</p>
認知症専門ケア加算	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) ⑤認知症介護実践リーダー研修修了証の写し(加算Ⅰの場合) ⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)</p>
サービス提供体制強化加算	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14) ⑤研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式34) ⑥全ての夜間対応型訪問介護従業者について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修 期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式35) ⑦有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等</p>
介護職員等処遇改善加算 ※	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式</p>

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

## 3 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号)